

岩手大学農学部附属動物病院  
(産業動物診療棟兼 FCD) 東側  
土地貸付け 一式

入札説明書

令和5年8月

国立大学法人岩手大学

# 入札説明書

国立大学法人岩手大学の入札公告（令和5年7月24日付）に基づく入札等については、岩手大学契約事務取扱規則、岩手大学不動産管理規則、岩手大学土地及び建物使用許可事務取扱規則及び入札公告に定めるもののほか、この入札説明書によるものとする。

## 1 契約担当役等

- (1) 国立大学法人岩手大学 学長 小川 智
- (2) 所属部局名 国立大学法人岩手大学
- (3) 所在地 〒020-8550 岩手県盛岡市上田三丁目18番8号

## 2 貸付け内容

- (1) 件名 岩手大学農学部附属動物病院（産業動物診療棟兼FCD）東側土地貸付け一式
- (2) 件名の特質等 本学が本説明書で指定する内容等であること。  
（詳細は、別冊仕様書による。）
- (3) 貸付期間 令和5年12月1日から令和10年11月30日まで
- (4) 貸付物件 岩手県盛岡市上田三丁目113番2の一部 土地 980㎡  
（詳細は、別紙仕様書による。）

## (5) 入札方法

落札者の決定は、最高価格落札方式をもって行うので、

- ① 競争加入者又はその代理人（以下「競争加入者等」という。）は、仕様書、契約書（案）に記載する本貸付に要する一切の諸経費を含めて入札金額を見積もるものとする。
  - ② 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の10パーセントに相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額とする。）をもって落札価格とするので、競争加入者等は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の110分の100に相当する金額を記載した入札書を提出しなければならない。
- (6) 入札保証金・契約保証金 免除

## 3 競争参加資格

- (1) 岩手大学契約事務取扱規則第3条及び第4条に規定される次の事項に該当する者は、競争に参加する資格を有さない。
  - ① 未成年者（婚姻若しくは営業許可を受けている者を除く。）、精神の機能の障害により当該契約を締結するにあたって必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行う能力を有しない者並びに破産者で復権を得ない者。なお、精神の機能の障害により当該契約を締結するにあたって必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行う能力を有しない者であって、契約締結のために必要な同意を得ている者は、第3条中、特別な理由がある場合に該当する。
  - ② 以下の各号のいずれかに該当し、かつ、その事実があった後2年を経過していない者（これを代理人、支配人その他の使用人として使用する者についてもまた同じ。）
    - (ア) 契約の履行に当たり故意に工事若しくは製造を粗雑にし、又は物件の品質若しくは数量に関して不正の行為をした者
    - (イ) 公正な競争の執行を妨げた者又は公正な価格を害し若しくは不正の利益を得るために連合

した者

- (ウ) 落札者が契約を結ぶこと又は契約者が契約を履行することを妨げた者
  - (エ) 監督又は検査の実施に当たり職員の職務の執行を妨げた者
  - (オ) 正当な理由がなくて契約を履行しなかった者
  - (カ) 前各号のいずれかに該当する事実があった後2年を経過しない者を、契約の履行に当たり、代理人、支配人その他の使用人として使用した者
- (2) 会社更生法に基づき更生手続開始の申立てをしていない者又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立てをしていない者であること。
- (3) 文部科学省又は本学から取引停止の措置を受けている期間中の者でないこと。
- (4) 法人等（個人、法人又は団体をいう。）の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。以下同じ。）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）ではないこと。
- (5) 法人等の役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしている者ではないこと。
- (6) 法人等の役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与している者ではないこと。
- (7) 法人等の役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしている者ではないこと。
- (8) 法人等の役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者ではないこと。
- (9) 暴力団又は暴力団員及び(5)から(8)までに定める者の依頼を受けて公募に参加しようとする者でないこと。
- (10) 国の競争参加資格（全省庁統一資格）又は国立大学法人岩手大学の競争参加資格のいずれかにおいて令和5年度に東北地域の「役務の提供等」のA、B、C又はDの等級に格付けされている者であること。

なお、競争参加資格を有しない競争加入者は、速やかに資格審査申請を行う必要がある。競争参加資格に関する問い合わせは、令和4年3月31日付け号外政府調達第59号の官報の競争参加者の資格に関する公示の別表に掲げる申請受付窓口において随時受け付けている。本学における問い合わせ先は、次のとおり。

〒020-8550 岩手県盛岡市上田三丁目18番8号  
国立大学法人岩手大学法人運営部財務課財務総括グループ  
TEL 019-621-6027

- (11) 公正性かつ無差別性が確保されている場合を除き、本件貸付の仕様の策定に直接関与していない者であること。
- (12) 本件調達の入札において、「私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号）（以下「独占禁止法」という。）に違反し、価格又はその他の点に関し、公正な競争を不法に阻害するために入札を行った者でないこと。
- (13) 学長から取引停止の措置を受けている期間中の者でないこと。

#### 4 履行証明書等の提出場所等

- (1) 入札公告及び入札説明書に示した役務を履行できることを証明する書類（以下「役務を履行で

きることを証明する書類」という。)の提出場所、契約条項を示す場所並びに問い合わせ先  
〒020-8550 岩手県盛岡市上田三丁目18番8号  
国立大学法人岩手大学法人運営部財務課財務総括グループ  
TEL : 019-621-6027  
FAX : 019-621-6879  
E-mail : zsomu@iwate-u.ac.jp

(2) 受領期限 (提出期間)

令和5年9月8日から令和5年9月19日17時00分 (郵送する場合には受領期限までに必着のこと。)

(3) 入札書の提出方法

① 競争加入者等は次に掲げる事項を記載した別紙様式の入札書を作成し、封書に入れ封印し、かつ、その封皮に氏名(法人の場合はその名称又は商号)〔岩手大学農学部附属動物病院(産業動物診療棟兼FCD)東側土地貸付け一式〕の入札書在中」と朱書き開札日に持参しなければならない。

(ア) 件名

(イ) 入札金額

(ウ) 競争加入者本人の住所、氏名(法人の場合は、その名称又は商号及び代表者の氏名)及び押印(外国人の署名を含む。以下同じ。)

(エ) 代理人が入札する場合は、競争加入者本人の住所及び氏名(法人の場合は、その名称又は商号及び代表者の氏名)、代理人であることの表示並びに当該代理人の氏名及び押印

② 競争加入者等は、入札書の記載事項を訂正する場合は、当該訂正部分について押印をしておかなければならない。

③ 競争加入者等は、その提出した入札書の引換え、変更又は取消しをすることができない。

(4) 入札の無効

入札書で次の各号の一に該当するものは、これを無効とする。

① 入札公告及び入札説明書に示した競争参加資格のない者の提出したもの

② 役務名及び入札金額のないもの

③ 競争加入者本人の氏名(法人の場合は、その名称又は商号並びに代表者の氏名)及び押印のないもの又は判然としないもの

④ 代理人が入札する場合は、競争加入者本人の氏名(法人の場合は、その名称は商号並びに代表者の氏名)、代理人であることの表示並びに当該代理人の氏名及び押印のない又は判然としないもの(記載のない又は判然としない事項が、競争加入者本人の氏名(法人の場合は、その名称又は商号並びに代表者の氏名)又は代理人であることの表示である場合には、正当な代理であることが代理委任状その他で確認されたものを除く。)

⑤ 役務名に重大な誤りのあるもの

⑥ 入札金額の記載が不明確なもの

⑦ 入札金額の記載を訂正したものでその訂正について印の押してないもの

⑧ 入札公告及び入札説明書において示した入札書の受理期限までに到達しなかったもの

⑨ 入札公告及び入札説明書に示した競争加入者等に要求される事項を履行しなかった者の提出したもの

⑩ 独占禁止法に違反し、価格又はその他の点に関し、公正な競争を不法に阻害したと認められる者の提出したもの(この場合にあつては、当該入札書を提出した者の名前を公表するものとする。)

⑪ その他入札に関する条件に違反したもの

(5) 入札の延期等

競争加入者等が相連合し、又は不穩の挙動をする等の場合であって、競争入札を公正に執行することができない状況にあると認められるときには、当該入札を延期し、又はこれを廃止することがある。

(6) 代理人による入札

- ① 代理人が入札する場合は、入札時まで代理委任状を提出しなければならない。
- ② 競争加入者等は、本件調達に係る入札について他の競争加入者の代理人を兼ねることができない。

(7) 入札及び開札の日時及び場所

令和5年10月13日 14時00分

岩手大学本部棟第四会議室

(8) 開札

- ① 開札は、競争加入者等を立ち合わせて行う。
- ② 開札場には、競争加入者等並びに入札事務に関係のある職員（以下「入札関係職員」という。）以外の者は入場することはできない。
- ③ 競争加入者等は、開札時刻後においては、開札場に入場することはできない。
- ④ 競争加入者等は、開札場に入場しようとするときは入札関係職員の求めに応じ、身分証明書を提示しなければならない。この場合、代理人が上記4の(6)の①に該当する代理人以外の者である場合にあっては、代理委任状を提出しなければならない。
- ⑤ 競争加入者等は、本学が特にやむを得ない事情があると認められる場合のほか、開札場を退場することはできない。
- ⑥ 開札場において、次の各号の一に該当する者は当該開札場から退去させる。
  - ア 公正な競争の執行を妨げ又は妨げようとした者
  - イ 公正な価格を害し又は不正の利益を得るために連合をした者
- ⑦ 開札をした場合において、競争加入者等の入札のうち、予定価格の制限に達した価格の入札がないときは、直ちに再度の入札を行う。
- ⑧ 競争加入者等は、入札書に使用する印鑑を持参し、再度入札に備えること。

5 その他

(1) 契約手続において使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨

(2) 競争加入者等に要求される事項

- ① この一般競争に参加を希望する者は、役務を履行できることを証明する書類等（別紙1）を、上記3の競争参加資格を有することを証明する書類（以下「競争参加資格の確認のための書類」という。）とともに、上記4の(2)の受領期限までに提出しなければならない。
- ② 競争加入者等は、開札日の前日までの間において、本学から役務を履行できることを証明する書類及び競争参加資格の確認のための書類その他入札公告及び入札説明書において求められた条件に関し、説明を求められた場合には、競争加入者等の負担において完全な説明をしなければならない。
- ③ 競争加入者等又は契約の相手方が本件調達に関して要した費用については、すべて当該競争加入者等又は契約の相手方が負担するものとする。

(3) 競争参加資格の確認のための書類及び履行できることを証明する書類

- ① 競争参加資格の確認のための書類及び履行できることを証明する書類は別紙1により作成する。
- ② 資料等の作成に要する費用は、競争加入者等の負担とする。
- ③ 本学は、提出された書類を競争参加資格の確認並びに入札公告及び入札説明書に示した内容

を履行できるかの判断以外に競争加入者等に無断で使用することはない。

- ④ 一旦受領した書類は返却しない。
  - ⑤ 一旦受領した書類の差し換え及び再提出は認めない。
  - ⑥ 競争加入者等が自己に有利な評価を受けることを目的として虚偽又は不正の記載をしたと判断される場合には、入札公告及び仕様書に示した内容を履行できるかどうかの判断の対象としない。
- (4) 落札者の決定方法 最高価格落札方式とする。
- ① 上記4の(1)及び(2)に従い書類・資料を提出した競争加入者等であって、上記3の競争参加資格及び入札説明書において明らかにした要求要件をすべて満たし、本公告に示した役務を履行できると本学が判断した入札者であって、当該競争加入者等の入札価格が岩手大学契約事務取扱規則第12条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で最高価格をもって有効な入札を行った競争加入者等を落札者とする。ただし、落札者となるべき者の入札価格によっては、その者により当該契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められるとき、又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるそれがあって著しく不相当であると認められるときは、予定価格の制限の範囲内の価格をもって入札した次順位者を落札者とする。
  - ② 落札者となるべき者が二人以上あるときは、直ちに当該競争加入者等にくじを引かせ、落札者を決定するものとする。また、競争加入者等のうち、くじを引かない者があるときは、入札執行事務に関係ない職員がこれに代わってくじを引き落札者を決定するものとする。
  - ③ 落札者が、指定の期日までに契約書の取り交わしをしないときは、落札の決定を取り消すものとする。
- (5) 手続における交渉の有無 無
- (6) 契約書の作成
- ① 競争入札を執行し、契約の相手方が決定したときは、契約の相手方として決定した日から7日以内（契約の相手方が遠隔地にある等特別の事情があるときは、指定の期日まで）に契約書の取り交わしをするものとする。
  - ② 契約書を作成する場合において、契約の相手方が隔地にあるときは、まず、その者が契約書の案に記名押印し、更に契約担当役が当該契約書の案の送付を受けてこれに記名押印するものとする。
  - ③ 上記②の場合において、契約担当役が記名押印したときは、当該契約書の1通を契約の相手方に送付するものとする。
  - ④ 契約担当役が契約の相手方とともに契約書に記名押印しなければ、本契約は確定しないものとする。
- (7) 支払条件  
賃貸借料は、1年度毎に支払うものとする。  
なお、詳細については別冊契約書（案）による。
- (8) 件名の検査等  
別紙仕様書等の内容に従って検査等を実施する。また落札者が提出した履行できることを証明する書類の内容は、仕様書等と同様にすべて検査等の対象とする。  
検査の結果、仕様書等の内容を満たさない状態であると判断した場合は、口頭及び書面により改善要求を通知する。  
請負者が、改善要求に従わない場合は、発注者は契約解除できるものとする。

別 紙 1

競争参加資格の確認のための書類及び入札公告及び入札説明書に示した役務を履行できることを証明する書類（入札書含む）

提出期間 令和5年9月8日から令和5年9月19日 17:00まで

1 競争参加資格の確認のための書類

- (1) 国の競争参加資格（全省庁統一資格）又は国立大学法人岩手大学の競争参加資格のいずれかにおいて令和5年度に東北地域の「役務の提供等」のA, B, C又はD等級の参加資格審査結果通知書の写し . . . . . 1部
- (2) 法令等の定めによる許認可等に基づいて営業を行う必要がある場合にあっては、その許可証の写し . . . . . 1部

2 平面駐車場を整備・運用ができることを証明する書類 . . . . . 各1部

- (1) 会社概要
- (2) 申請物件の利用計画書（利用計画図添付）
- (3) 事業計画書
- (4) 申請者が地方公共団体であって貸付申請が当該地方公共団体の議決機関の決議を要するものである場合は、その議決書の写し、執行機関の専決処分に関するものであるときは、その根拠となる条例の条項、また、予算措置を要するものであるときは、当該経費の支出を明らかにした予算書
- (5) 申請者が法人（地方公共団体を除く。）である場合は、当該法人の名称、住所及び代表者等を記載した現在事項全部証明書、定款並びに最近の損益計算書、貸借対照表、財産目録及び事業（決算）報告書
- (6) 申請者が法人（地方公共団体を除く。）であって、当該施設の取得に当たり予算措置を要するものであるときは、当該経費の支出を明らかにした書類
- (7) 申請者が個人である場合は、住民票の写し又は住居証明書
- (8) 監督官庁の許可又は認可を要するものである場合は、その許可書、認可書（内認可書を含む。）若しくはその謄本又は許可若しくは認可があった旨の証明書

3 その他

- (1) 参考見積書等 . . . . . 1部
- (2) 駐車場業務の実績を記した書類（参考資料）  
（令和4年度における他官庁等での実績） . . . . . 1部
- (3) 誓約書 . . . . . 1部
- (4) 「事業者の皆様への環境配慮のお願い」に係る受領書 . . . . . 1部
- (5) 反社会的勢力排除に関する誓約書 . . . . . 1部

（注） 1. 上記提出書類のほか、補足資料の提出を求める場合がある。

参 考 見 積 書

令和 年 月 日

国立大学法人岩手大学 御中

〇〇〇〇〇〇〇株式会社  
代表取締役社長 〇〇〇〇〇 印  
〒〇〇〇-〇〇〇〇  
住 所

見積金額 月額 円

消費税は含まれておりません。

岩手大学農学部附属動物病院（産業動物診療棟兼 FCD）東側土地貸付け一式

〇〇〇〇〇〇〇〇円



【代理委任状の参考例1：社員等が入札のつど競争加入者の代理人となる場合】

## 委 任 状

令和 年 月 日

国立大学法人岩手大学 御中

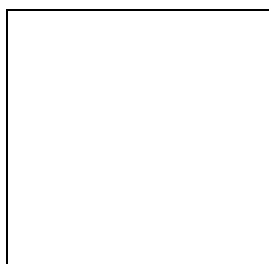
委任者（競争加入者）〇〇県〇〇市1-1-1  
〇〇株式会社  
代表取締役 〇〇〇〇〇 〇印

私は、〇〇〇〇〇を代理人と定め、下記は一切の権限を委任します。

### 記

令和 年 月 日国立大学法人岩手大学において行われる〇〇〇〇〇〇〇〇の一般競争入札に関する件

受任者（代理人）使用印鑑



（注）これは参考例（様式及び記載内容）であり、必要に応じ適宜追加・修正等（委任者が任意の様式で作成するものを含む。）があっても差し支えないこと。

【代理委任状の参考例2：支店長等が一定期間競争加入者の代理人となる場合】

## 委 任 状

令和 年 月 日

国立大学法人岩手大学 御中

委任者（競争加入者）〇〇県〇〇市1-1-1  
〇〇株式会社  
代表取締役 〇〇〇〇〇 〇印

私は、下記の者を代理人と定め、貴学との間における下記は一切の権限を委任します。

### 記

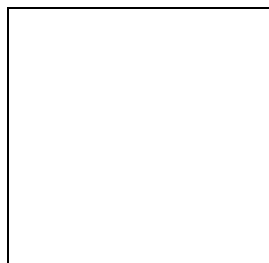
受任者（代理人） 〇〇県〇〇市〇〇2-2-2  
〇〇株式会社  
〇〇支店長 〇〇〇〇〇

委 任 事 項

- 1 入札及び見積りに関する件
- 2 契約締結に関する件
- 3 入札保証金及び契約保証金の納付及び還付に関する件
- 4 契約物品の納入及び取下げに関する件
- 5 契約代金の請求及び受領に関する件
- 6 復代理人の選任に関する件
- 7 .....

委 任 期 間 令和 年 月 日から令和 年 月 日まで

受任者（代理人）使用印鑑



(注) これは参考例（様式及び記載内容）であり、必要に応じ適宜追加・修正等（委任者が任意の様式で作成するものを含む。）があっても差し支えないこと。

【代理委任状の参考例3：支店等の社員等が入札のつど競争加入者の復代理人となる場合】

## 委 任 状

令和 年 月 日

国立大学法人岩手大学 御中

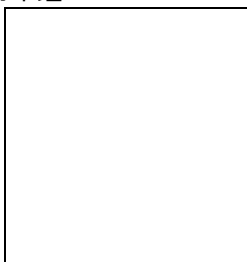
委任者（競争加入者の代理人）〇〇県〇〇市2-2-2  
〇〇株式会社  
〇〇支店長 〇〇〇〇 〇印

私は、〇〇〇〇〇を〇〇株式会社代表取締役〇〇〇〇〇（競争加入者）の復代理人と定め、下記  
一切の権限を委任します。

### 記

令和 年 月 日国立大学法人岩手大学において行われる〇〇〇〇〇〇〇〇の一般競争入札  
に関する件

受任者（競争加入者の復代理人）使用印鑑



- (注) 1 この場合、競争加入者からの代理委任状（復代理人の選任に関する委任が含まれていること。）が提出されることが必要であること。（参考例2を参照）  
2 これは参考例（様式及び記載内容）であり、必要に応じ適宜追加・修正等（委任者が任意の様式で作成するものを含む。）があっても差し支えないこと。

# 入札書

件名 岩手大学農学部附属動物病院（産業動物診療棟兼FCD）東側土地貸付け

入札金額（月額） 金 円也

岩手大学契約事務取扱規則を熟知し、本件を実施するものとして、入札に関する条件を承諾の上、上記の金額（契約金額の110分の100）によって入札します。

令和 年 月 日

国立大学法人岩手大学 御中

競争加入者

住 所

氏 名

印

# 入 札 書

件 名 岩手大学農学部附属動物病院（産業動物診療棟兼 FCD）東側土地貸付け

入札金額（月額） 金 円也

岩手大学契約事務取扱規則を熟知し、本件をを実施するものとして、入札に関する条件を承諾の上、上記の金額（契約金額の110分の100）によって入札します。

令和 年 月 日

国立大学法人岩手大学 御中

競争加入者

住 所

氏 名

代理人

印

# 入 札 書

件 名 岩手大学農学部附属動物病院（産業動物診療棟兼 FCD）東側土地貸付け

入札金額（月額） 金 円也

岩手大学契約事務取扱規則を熟知し、本件をを実施するものとして、入札に関する条件を承諾の上、上記の金額（契約金額の110分の100）によって入札します。

令和 年 月 日

国立大学法人岩手大学 御中

競争加入者

住 所

氏 名

復代理人

印

# 誓 約 書

当社（当法人）は、国立大学法人岩手大学（以下「岩手大学」という。）との取引にあたり、下記の事項を遵守することを誓約いたします。

## 記

1. 岩手大学会計規則、岩手大学契約事務取扱規則及びその他の規則並びに関係法令を遵守し、経費の不正使用に関与しないこと。
2. 岩手大学における内部監査、その他調査等において、取引帳簿の閲覧、提出等の要請に協力すること。
3. 経費の不正使用への関与が認められた場合には、取引停止を含む取引上の処分を講じられても異議がないこと。
4. 岩手大学の教職員、その他の関係者から、経費の不正使用に協力するよう依頼等があった場合には、通報窓口（岩手大学監査室）に連絡すること。

年 月 日

国立大学法人岩手大学長 殿

（ 住所・TEL ）

---

（ 社 名 ）

---

（代表者役職・氏名）

印

---

御中

## 事業者の皆様への環境配慮のお願い

岩手大学では、環境マネジメント規格であるエコアクション 21 に則り、環境マネジメントシステムを導入しております。つきましては、関係事業者の皆様におかれましては、以下に掲げる岩手大学環境方針をご理解いただき、当大学と共に環境への負荷の少ない緑豊かなエコキャンパスづくりにご協力をいただけますようお願いいたします。

また、エコアクション 21 の審査にあたって、取引業務先への環境配慮の要請を行っていることが必要となります。大変お手数ではありますが、別添の受領書にサインをいただけますようお願いいたします。

なお、以下の業種別環境配慮項目一覧に掲げる種別ごとに環境配慮への取組みが想定できる場所ですので、このような本学からの必要伝達事項を参考にしながらキャンパス環境への配慮を進めていただければ幸いです。また、貴社の業務に関係して、岩手大学側における環境保全上対応すべきと感じられた場合には、岩手大学環境マネジメント推進室 ([ems@iwate-u.ac.jp](mailto:ems@iwate-u.ac.jp)) まで、ご連絡いただけますよう、よろしくお願い申し上げます。

### 1. 岩手大学環境方針について

岩手大学の環境方針は基本理念とそれを実現するための6つの基本方針から構成されています。

#### 岩手大学環境方針

##### <基本理念>

岩手大学は、地球環境の保全・再生が21世紀の最重要課題の1つであると認識し、環境意識の高い人材の育成をはじめ、環境保全・再生に向けた教育・研究を積極的に推進し、SDGs（持続可能な開発目標）を踏まえ、持続可能な社会の実現に貢献します。

またその一環として、岩手大学内の活動のすべてにおいて、大学・附属学校構成員及び常駐する大学関係者が一致協力して環境に配慮し、大学の社会的責任として環境負荷の軽減と環境汚染の予防やキャンパス環境の改善に努めます。

##### <基本方針>

岩手大学は、基本理念を実現するために、岩手大学ビジョン2030に基づいた中期計画を踏まえ以下の活動に積極的に取り組みます。

- 1 環境保全・再生に係わる教育・研究を意欲的に展開し、社会が求める環境意識の高い人材を養成します。
- 2 環境に係わる教育・研究の成果を踏まえ、地域社会を含むあらゆる人々に対する教育、啓発、普及活動などに取り組みます。
- 3 地域のNPOや行政等と連携して、地域の環境保全・再生の取組、生物多様性の保全に積極的に関与します。
- 4 環境に関連する法令及び岩手大学が同意する環境に関する要求事項を順守するとともに、環境マネジメントシステムによってキャンパス環境の継続的改善を図ります。
- 5 本方針を踏まえた目的に基づき、毎年目標を定め、省エネルギー・省資源、廃棄物削減、再資源化、グリーン購入などに積極的に取り組みます。
- 6 環境方針をすべての構成員に周知し、実行するとともに、その結果を広く一般にも文書及びインターネットで公開します。

2006年 1月26日 制定  
2022年 3月25日 最終改正

岩手大学長 小川 智



## 2. 業種別環境配慮項目について

7つの業種別に関連法規制を受けて環境への配慮について必要な伝達事項としてまとめています。

種別	必要伝達事項	関連法規制	
納入	①グリーン製品納入のため環境負荷の少ない製品について環境情報の提供を進めること。	国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律（グリーン法）	環境物品等の調達の推進、環境物品等に関する情報の提供その他の環境物品等への需要の転換を促進する。
	②化学薬品等納入の際には、自動車の施錠等の安全対策に努めること。	毒物及び劇物取締法（毒劇法）	毒物及び劇物について、保健衛生上の見地から必要な取締を行う。
	③自動車等のアイドリングストップに努めること。	自動車から排出される窒素酸化物及び粒子状物質の特定地域における総量の削減等に関する特別措置法（自動車NOx・PM法）	自動車から排出される窒素酸化物等の排出の抑制のために必要な措置を講ずるよう努める。
建設・工事	①環境への負荷の少ない建築（設）資材や、リユースやリサイクルに寄与できる建築（設）資材を、選択するように心がけること。	建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（建設リサイクル法）	特定の建設資材について、再生資源の十分な利用及び廃棄物の減量等を通じて、資源の有効な利用、廃棄物の適正な処理を図る。
	②建築・建設に伴う大気汚染、水質汚濁、騒音、振動、悪臭などを防止すること。	騒音規制法、振動規制法、悪臭防止法	建設工事に伴って発生する相当範囲にわたる騒音、振動、悪臭について必要な規制を行なうとともに、生活環境を保全する。
	③建築・建設に伴う建設廃材や残土を適正に処理すること。	廃棄物の処理及び清掃に関する法律（廃掃法）	廃棄物の排出の抑制、適正な分別、保管、収集、運搬、再生、処分等の処理をし、生活環境を清潔にすることにより、生活環境の保全及び公衆衛生の向上を図る。
	④自動車等のアイドリングストップに努めること。	自動車から排出される窒素酸化物及び粒子状物質の特定地域における総量の削減等に関する特別措置法（自動車NOx・PM法） 特定特殊自動車排出ガスの規制等に関する法律	自動車から排出される窒素酸化物等の排出の抑制のために必要な措置を講ずるよう努める。 特定特殊自動車排出ガスの排出を抑制する。
廃棄物処理	①マニフェストシステムを順守するなど、法や条例に基づく要求事項を順守すること。	廃棄物の処理及び清掃に関する法律（廃掃法）	廃棄物の排出の抑制、適正な分別、保管、収集、運搬、再生、処分等の処理をし、生活環境を清潔にすることにより、生活環境の保全及び公衆衛生の向上を図る。
	②廃棄物の分別・適正処理を推進すること。		
	③特定フロンを使用した製品を取り扱う際には、その回収・適正処理を確保すること。		
	④実験廃液及び有害化学物質を取り扱う際には、環境汚染の防止を徹底すること。	騒音規制法、振動規制法、悪臭防止法	建設工事に伴って発生する相当範囲にわたる騒音、振動、悪臭について必要な規制を行なうとともに、生活環境を保全する。
	⑤操業に伴う、大気汚染、水質汚濁、騒音、振動、悪臭などを防止すること。		
	⑥自動車等のアイドリングストップに努めること。		
供給	①法や条例に基づく要求事項を順守し、安定供給を図ること。	水道法、電気事業法、石油需給適正化法	国及び地方公共団体は、水源及び水道施設並びにこれらの周辺の清潔保持並びに水の適正かつ合理的な使用に関し必要な施策を講じなければならない。 電気事業者は電気の利用者の利益を保護し、及び電気事業の健全な発達を図る。 石油精製業者、石油輸入業者又は石油の販売量が一定の数量以上であることその他の経済産業省令で定める要件に該当する石油販売業者（以下「特定石油販売業者」という。）は、石油の適正な供給を確保し、及び石油の使用を節減するための措置を講ずることにより、石油の需給を適正化する。
	②自動車等のアイドリングストップに努めること。	自動車から排出される窒素酸化物及び粒子状物質の特定地域における総量の削減等に関する特別措置法（自動車NOx・PM法）	自動車から排出される窒素酸化物等の排出の抑制のために必要な措置を講ずるよう努める。
安全・警備	①警備室などにおける省エネルギー・廃棄物の分別などに努めること。	エネルギーの使用の合理化に関する法律（省エネ法）	エネルギーを使用する者は使用の合理化に努めなければならない。
	②照明などの消し忘れがあった場合には、消灯すること。		
清掃	①廃棄物の分別収集を行うこと。	廃棄物の処理及び清掃に関する法律（廃掃法）	廃棄物の排出の抑制、適正な分別、保管、収集、運搬、再生、処分等の処理をし、生活環境を清潔にすることにより、生活環境の保全及び公衆衛生の向上を図る。
	②業務に伴う節水、省エネルギー、水質汚濁防止などの環境配慮を行うこと。	エネルギーの使用の合理化に関する法律（省エネ法）	エネルギーを使用する者は使用の合理化に努めなければならない。
暖房運転・保守	①法や条例に基づく要求事項を順守すること。	労働安全衛生法	当該ボイラーが特定廃熱ボイラー以外のものであるときは都道府県労働局長の、特定廃熱ボイラーであるときは登録製造時等検査機関の検査を受けなければならない。
	②温度管理を適切に行い省エネルギーに努めること。	エネルギーの使用の合理化に関する法律（省エネ法）	エネルギーを使用する者は使用の合理化に努めなければならない。

注：供給事業者の皆様には防災・防火管理規則，岩手大学危機管理規則に沿って緊急事態の対応をお願い致します。

# 受 領 書

岩手大学環境マネジメント推進室 殿

岩手大学より、「事業者の皆様への環境配慮のお願い」を受け取りました。  
その趣旨を理解し、社内に周知いたします。

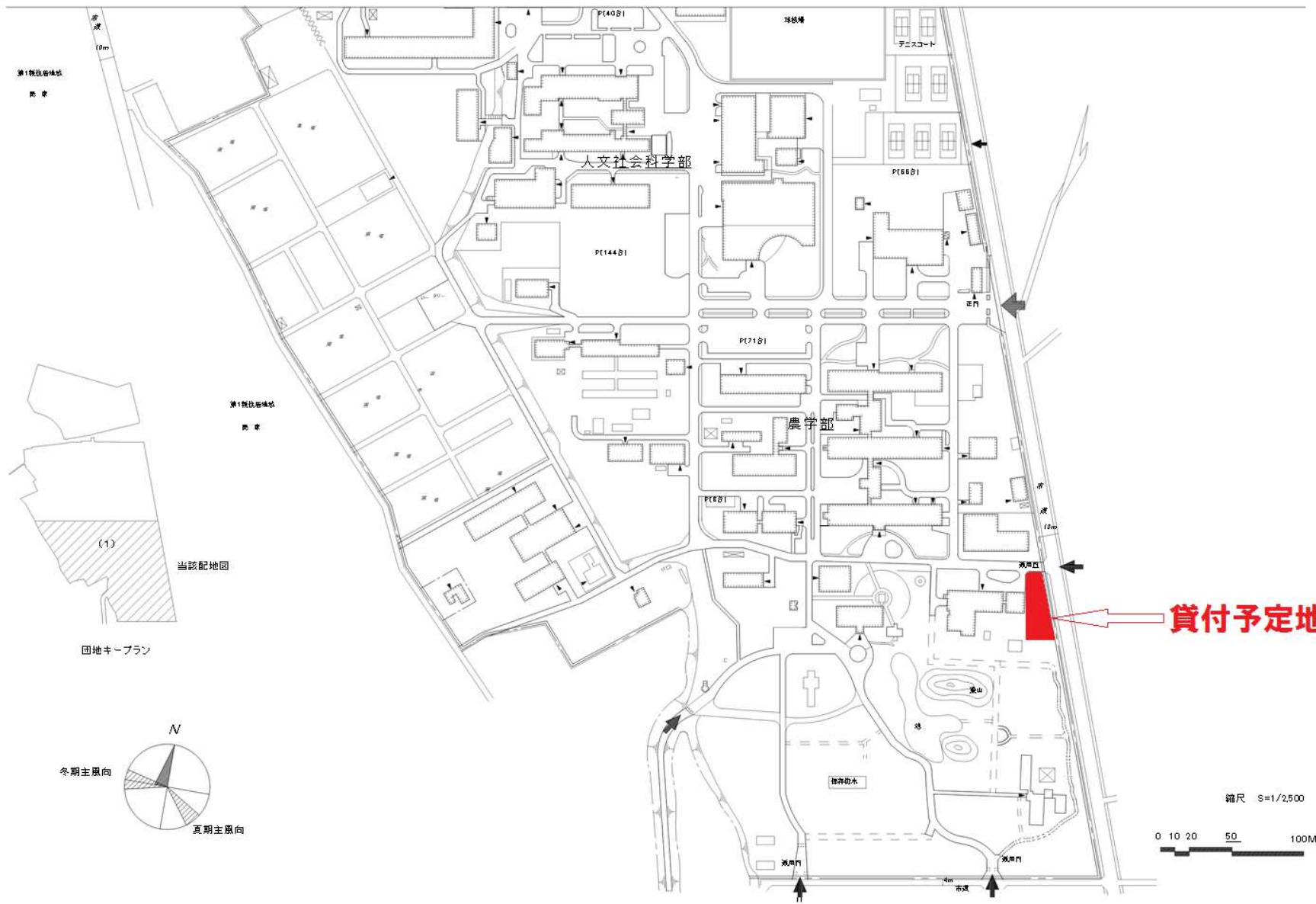
年 月 日

社 名

所 属

担当者氏名

配置図



敷地面積	建築面積	建物延面積	建ぺい率	容積率	全学生数	学部等名	団地番号	団地名	所在地名	学校番号	学校名	作成年度
						入, 教, 理工, 農, 図書, 本部, 保健, 学生, 大学院, 学内共同教育研究, 共同教育研究, 寄宿舍						
427,276㎡	62,543㎡	149,814㎡	15.0%	35.0%	4,996人		001	上田	盛岡市上田三丁目18-8	0128	岩手大学	2021

岩手大学長 殿

## 反社会的勢力排除に関する誓約書

当社は下記1及び2のいずれにも該当しません。また、将来においても該当することはありません。

この誓約が虚偽であり、又はこの誓約に反したことにより、当社が不利益を被ることとなっても、異議は一切申し立てません。

また、岩手大学の求めに応じ、当社の役員名簿（有価証券報告書に記載のもの（生年月日を含む。）。ただし、有価証券報告書を作成していない場合は、役職名、氏名及び生年月日の一覧表）及び登記簿謄本の写しを提供すること並びにこれらの提出書類から確認できる範囲での個人情報を警察に提供することについて同意します。

### 1 契約の相手方として不適当な者

- (1) 法人等（個人、法人又は団体をいう。）の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所（常時契約を締結する営業所をいう。）の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。以下同じ。）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）であるとき
- (2) 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき
- (3) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき
- (4) 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしているとき
- (5) 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているとき

### 2 契約の相手方として不適当な行為をする者

- (1) 暴力的な要求行為を行う者
- (2) 法的な責任を超えた不当な要求行為を行う者
- (3) 取引に関して脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為を行う者
- (4) 偽計又は威力を用いて本学の契約関係業務を妨害する行為を行う者
- (5) その他前各号に準ずる行為を行う者

上記について誓約いたします。

年 月 日

住 所：

名 称：

代表者：

印

**岩手大学農学部附属動物病院  
(産業動物診療棟兼 FCD)東側  
土地貸付け 一式  
仕様書**

**令和5年8月**

**岩手大学**

## I 貸付けに関する概要説明

### 1.貸付けの背景及び目的

今回の貸付対象の土地において、動物病院の患者駐車場、教職員駐車場として使用してきたが、市道に面しているものの、直接入構することができない。この点を解消した上で、一般にも利用させることで有効活用を図りたい。なお教職員の駐車場については、別の場所に確保可能である。

よって、今回国立大学法人法第34条の2の規定により、文部科学大臣の認可を受け、一般競争入札を行うものである。

### 2.貸付け物件

#### 2-1.貸付物件及び数量

岩手大学農学部附属動物病院(産業動物診療棟兼 FCD)東側土地貸付け 一式(以下「本貸付け」という。)

所在地	区分	数量	備考
岩手県盛岡市上田三丁目 113番2の一部	土地	890㎡	貸付対象範囲は 別紙のとおり

#### 2-2.運営内容

本貸付けは、当該貸付土地において本学の仕様に基づいて駐車場を運営するものである。

#### 2-3.貸付期間及び貸付料

2-3-1.令和5年12月1日から令和10年11月30日までの期間とする。

ただし、貸付期間終了の6か月前までに当事者のいずれかから解約の申し入れがない場合には、自動的に1年間延長させるものとし、以後も同様とするが、本契約に掲げる当初の期間から10年を超えることはできない。

2-3-2.駐車場を運営するために必要な整備工事、設備機器の設置、撤去等に要する期間は貸付期間に含むものとする。

2-3-3.貸付料は整備工事が終了し駐車場の運営を開始した日をもって発生するものとする。

### 3.貸付に関する要件の概要

3-1.本貸付けに関する要件(以下「貸付要件」という。)は「II 貸付けに関する要件」に示すとおりである。

3-2.貸付要件は、全て必須の要求要件である。

3-3.貸付要件は、本学が必要とする最低限の要求要件を示しており、本貸付けに係る提案等がこれらを満たしていないとの判定がなされた場合には不合格となり、落札決定の対象から除外する。

3-4.本貸付けに係る提案等が、貸付要件を満たしているか否かの判定は、本学審査職員が本貸付けに係る応札仕様書、その他の入札説明書で求める提出資料の内容を審査して行う。

### 4.その他

#### 4-1.応札仕様書作成上の留意事項

4-1-1.本貸付けが本仕様書の貸付け要件をどのように満たし、実現しているかを貸付要件の各項目に対応させ、具体的かつ明瞭に記載すること。従って、本仕様書の具体的提案を要する貸付要件に対して、単に「はい、できます」「はい、提案します」といった内容の提案書、又は提案の根拠が不明確であり、説明が不十分である提案書に関しては、本学審査職員において、重大な支障があると判断し、貸付要件を満たしていないものとみなし不合格とするので、十分留意すること。

4-1-2.本貸付が本仕様書の貸付要件を満たしているか、提案された内容等に関して、問い合わせやヒアリングを行うことがあるので誠実に対応すること。

## II 貸付けに関する要件

### 1. 貸し付けた土地の利用用途に関する条件

1-1. 賃借人は、貸し付けた土地の利用用途に関して、以下のとおりとする。

1-1-1. 本学が指定する用途として、平面駐車場を整備し、運用すること。

1-1-2. 貸付契約の方式は、民法601条に基づく賃貸借契約とすること(借地借家法の適用なし)。

1-1-3. 貸付物件を転貸する場合には、事前に書面により本学へ申請し、その承認をうけること。

1-2. 本学の業務の公共性に鑑み、貸し付けた土地の利用用途の禁止事項に関して、以下のとおりとする。

1-2-1. 騒音、振動、塵埃、視覚的不快感、悪臭、電磁波又は危険物等を発生又は使用する等周囲に迷惑を及ぼすような用途に使用しないこと。

1-2-2. 風俗営業又はそれに類する用途、犯罪に関わる又は助長する用途、深夜営業を主とする用途、公序良俗に反する用途その他本学の品位を損なうような用途に使用しないこと。

1-2-3. 暴力団の事務所その他これに類するものの用に供しないこと。

1-2-4. 上記のほか、その利用により公共性、公益性を損なうおそれがある用途に使用しないこと。

1-3. 賃借人は、自らの責任と負担において有料駐車場の設計、整備等について、以下の要件を満たすこと。

1-3-1. 賃借人は、利用用途に供するにあたり、貸付土地に存在する工作物、樹木等を自己の費用をもって撤去すること。当該土地にフェンス等を設置し大学構内から自動車が入り込まないよう整備すること。

なお、本学と協議の上、当該工作物については、残置及び利用もあり得る。

1-3-2. 有料時間貸駐車場として整備し、機械による管理を行うこと。

1-3-3. 自動車用駐車場として、駐車台数に応じた駐車マスを設けること。

1-3-4. 駐車スペースについては、簡易舗装等を行い、車室、車路及び設備配置については十分に安全を確保すること。なお、貸付土地のコンクリート部分については、そのまま又は整備し利用してもよい。

1-3-5. 駐車場法(昭和32年法律第106号)の適用を受ける場合は、同法の規定を踏まえること。また、関係機関に届出が必要なものについては手続きを迅速に行うこと。

1-3-6. 出入口は、当該土地の東側(道路側)に設置してあるフェンスの一部を撤去して設置し、道路の渋滞等を考慮しスムーズに入庫できるように工夫すること。なお、出入口はアスファルト舗装をすること。

1-3-7. 看板等の設置及びその他貸付け対象物件以外の必要最小限の施設の使用については、本学と協議すること。

1-3-8. 駐車場設置に際し工事等を行う場合は、工事内容等を本学と協議し、必ず本学の書面による承認を得た上で工事を行うこと。なお、地下に設置してある水道配管、雨水管、下水管及び電気配管・配線に影響を及ぼさないこと。

1-3-9. 貸付期間中であっても本学が行う工事等が発生した場合は協力すること。

1-4. 駐車場の運営及び維持管理のための設備について、以下の要件を満たすこと。

1-4-1. 駐車場運営に必要な設備を賃借人の負担により設置すること。

1-4-2. 違法駐車等を防ぐため駐車場の出入口にはゲート等を設けて管理すること。

1-4-3. 精算機又は精算機付近に、賃借人の費用で、コールセンター等の連絡先を表示し、トラブル等発生時には賃借人と駐車場利用者が直接連絡できるとともに、迅速な対応が行えること。

なお、直接対応が必要なトラブルが発生した場合は、迅速に現地で対応できる体制をとること。

1-4-4. 精算機は、両替の必要がないよう、各種紙幣(高額紙幣も含む)及び硬貨対応の機種とし、つり銭切れが起こらないような体制を整備すること。

1-4-5. 精算機には日本語の説明書を表示すること。

1-4-6. 駐車場の管理のため防犯用カメラを設置することとし、その設置場所及び設置台数について本学と協議すること。なお、防犯カメラを設置している旨を掲示すること。また、本学が防犯カメラの録画内容を確認する必要がある場合は協力すること。

1-4-7. 利用者の安全及び防犯のため必要最低限の照明設備を整備すること。

1-4-8. 時間貸駐車場とする場合は、渋滞を考慮し満空表示が見えやすい場所に設置するとともに、事故防止のため出庫警報灯を設置すること。

1-4-9. 動物病院の患者である利用者からは料金を徴収しないことができるように必要な設備等を設置すること。

- 1-5. 駐車場の運営について、以下の要件を満たすこと。
  - 1-5-1. 駐車場利用料金は賃借人が判断して設定することとするが、近隣の料金相場を踏まえて利用料金を設定することとし、設定及び変更にあたっては本学へ報告すること。
  - 1-5-2. 駐車場で発生したトラブル、クレーム、非常事態等に常時対応するためコールセンター機能を有し、年中無休24時間体制で対応が取れる体制を整備すること。
  - 1-5-3. 駐車場の運営に関する近隣及び利用者への対応は賃借人が一切の自己責任で行うこと。
  - 1-5-4. 利用者の意見、苦情は適宜処理するとともに、積極的に改善を行うように努めること。
  - 1-5-5. 本学は、駐車場の運営状況を随時調査できるものとし、賃借人はこれに協力すること。
  - 1-5-6. 駐車場内は終日禁煙とし、利用者に対する禁煙表示を行うこと。
- 1-6. 駐車場の設置計画及び運営計画については、以下の要件を満たすこと。
  - 1-6-1. 駐車場の設置及び運営に関し、設置計画及び運営計画を本学に提出すること。
  - 1-6-2. 設置計画は下記条件等について設置計画書を作成し、関係書類とともに提出すること。
    - 1-6-2-1. 駐車場設置に伴う工事工程表、工事図面、工事内容等を提出すること。
    - 1-6-2-2. 駐車場配置図、システム構成図、設置機器及び装置一覧を提出すること。
    - 1-6-2-3. 駐車場法、駐車場法施行令及びその他関係法令等に定められている届出及び申請書類等の写しを提出するとともに、必要な免許及び認可等があればその写しを提出すること。
  - 1-6-3. 運営計画は下記条件等について運営計画書を作成し、関係書類とともに提出すること。
    - 1-6-3-1. 駐車場運営に関し、トラブル発生時等の連絡体制のフロー図等を提出すること。
    - 1-6-3-2. 駐車場への巡回、清掃、除雪等の体制を示す資料を提出すること。
    - 1-6-3-3. 駐車場及び周辺も含む安全対策についての体制を示す資料を提出すること。
    - 1-6-3-4. 入出庫時の渋滞防止措置についての資料を提出すること。
- 1-7. 経費の負担について、以下の要件を満たすこと。
  - 1-7-1. 駐車場に必要となる電気工事、敷地整備等は賃借人の負担で行うものとする。
  - 1-7-2. 駐車場を運営するために必要な設備の整備、保守管理、修繕、清掃、ごみ処理、照明等の電気料金などの一切の経費は賃借人の負担とする。
  - 1-7-3. 貸付料については、当該年度の貸付料を本学が発行する請求書により指定日までに本学が指定する金融機関の預金口座に賃借人が振り込むことにより納付すること。
- 1-8. 遵守事項について、以下の要件を満たすこと。
  - 1-8-1. 賃借人は、対象物件を善良なる管理者の注意をもって維持管理を行うこと。
  - 1-8-2. 賃借人は、整備及び運営にあたって関係法令等を遵守し、あらかじめ各自で関係機関に確認の上、適切に履行すること。
  - 1-8-3. 賃借人は、事業に伴う一切の責任を負うこと。
  - 1-8-4. 賃借人は、本学が管理上必要な事項を通知した場合は、その事項を遵守すること。
  - 1-8-5. 互いに本事業に関して知り得た相手方の秘密を第三者に漏らす、かつ本事業以外の目的に使用しないこと。
- 1-9. 原状回復について、以下の要件を満たすこと。
  - 1-9-1. 賃借人は貸付期間が満了するときは、その満了日までに地盤面より上に設置した工作物等を撤去し、本学の確認を受けて返還すること。なお、本学と協議の上、当該工作物の残置もあり得る。ただし、賃借人がアスファルト等で舗装した部分については、現状回復の必要はない。
  - 1-9-2. 1-3-1 により撤去した工作物、樹木等については、現状回復しないものとする。



## 土地賃貸借契約書（案）

賃貸人 国立大学法人岩手大学 学長 小川 智（以下「甲」という。）と賃借人 ○○  
○○（以下「乙」という。）とは、甲所有の土地について、土地賃貸借契約を締結する。

（貸付物件）

第1条 貸付物件は、次のとおり。

所在地	区分	数量	備考
岩手県盛岡市上田三丁目 113番2の一部	土地	890㎡	貸付対象範囲は 別紙のとおり

（利用用途等）

第2条 乙は、貸付物件を貸付申請書に記載又は添付した利用用途、利用計画及び事業計画  
のとおり用途に自ら利用し、甲の承認を得ないで変更してはならない。

2 乙は、貸付物件を次の各号に掲げる用に利用してはならない。

- (1) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）  
第2条第1項に規定する風俗営業、同条第5項に規定する性風俗関連特殊営業又は同  
条第11項に規定する特定遊興飲食店営業その他これらに類する業の用
- (2) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「暴  
対法」という。）第2条第2号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）若しくは法  
律の規定に基づき公の秩序を害するおそれのある団体等であることが指定されている  
者の事務所又はこれに類する施設の用
- (3) 公の秩序又は善良の風俗に反する目的の用その他近隣住民の迷惑となる目的の用

（貸付期間）

第3条 貸付期間は、令和5年12月1日から令和10年11月30日までの5年間とす  
る。

ただし、貸付期間終了までに解約の申し入れがない場合には、自動的に1年間延長させ  
るものとし、以後も同様とするが、貸付開始から最長10年間までとする。

（貸付料）

第4条 貸付料は、年額金 円（うち消費税及び地方消費税額 円）とす  
る。なお、貸付料は、駐車場の運営開始日から発生するものとし、運営開始日については  
甲乙協議の上、決定するものとする。

（貸付料の納付）

第5条 乙は、当該年度の貸付料を甲の発行する請求書により指定期日までに甲が指定する金融機関の預金口座に振り込むことにより納付しなければならない。

(貸付料の改定)

第6条 甲は、貸付物件の価格の上昇又は近傍類似の土地の地代等の上昇により貸付料が不相当になったときは、第4条の規定にかかわらず、貸付料の増額を請求することができる。

(費用負担)

第7条 本件事業に関する経費は、本契約に別段の定めがある場合を除き、原則として乙が負担するものとする。

(延滞金)

第8条 乙は、第5条に基づき、甲が定める納付期限までに貸付料を納付しない場合には、納付期限の翌日から納付した日までの期間について年5%の割合により算定した延滞金を甲に支払わなければならない。

(充当の順序)

第9条 乙が貸付料及び延滞金を納付すべき場合において、納付された金額が貸付料及び延滞金の合計額に満たないときは、先ず延滞金から充当する。

(転貸及び賃借権の譲渡)

第10条 乙は、貸付物件を転貸又は賃借権を譲渡しようとする場合には、事前に書面により甲に申請し、その承認を受けなければならない。

(利用用途の変更)

第11条 乙は、第2条に規定する利用用途を変更しようとする場合には、事前に書面により甲に申請し、その承認を受けなければならない。

(物件保全義務)

第12条 乙は、善良な管理者としての注意をもって貸付物件の維持保全に努めなければならない。

(契約違反に対する措置等)

第13条 甲は、乙が第10条に定める義務に違反し、無断で貸付物件を転貸又は賃借権を譲渡したときは、専門家等の意見を徴し、民間の土地等賃貸取引実例等を参考にして算定

した額の違約金を徴収した上で、契約を解除し、貸付物件の明渡しを求めるものとする。ただし、特段の事情がある場合には、専門家等の意見を徴し、書面により申請させ、審査の上、違約金を徴収し、これを追認することができる。

- 2 甲は、乙が第2条第1項及び同条第2項に定める義務に違反し、本契約において指定された用途（以下「指定用途」という。）以外の用途に供したときは、相当の期間を定めて指定用途に供すべきことを求め、当該期間内に履行しないときは民間の土地等賃貸取引実例等を参考にして算定した額の違約金の徴収及び契約を解除する旨を乙に通知するものとし、当該期間内に指定用途に供しない場合は、専門家等の意見を徴した上で、違約金を徴収するとともに、契約を解除し、貸付物件の明渡しを求めるものとする。ただし、特段の事情がある場合には、専門家等の意見を徴し、書面により申請させ、審査の上、違約金を徴収し、これを追認することができる。
- 3 甲は、前2項に定めるもののほか、乙が本契約に定める義務に違反したときは、直ちに是正を求め、是正に応じない場合には、民間の土地等賃貸取引実例等を参考にして算定した額の違約金を徴収する旨を乙に通知するものとし、是正に応じない場合は、専門家等の意見を徴した上で、違約金を徴収するとともに、契約を解除し、貸付物件の明渡しを求めるものとする。
- 4 前各項に定める違約金は、第18条に定める損害賠償額の予定又はその一部と解釈しない。

（実地調査等）

- 第14条 甲は、本契約に定める義務の履行状況を確認するため、実地に調査し又は参考となるべき資料その他の報告を乙に求めることができる。この場合において、乙は調査等を拒み、妨げ又は怠ってはならない。
- 2 甲は、乙が前項に定める義務に違反した場合には、専門家等の意見を徴し、民間の土地等賃貸取引実例等を参考にして算定した額の違約金を徴収するものとする。

（契約の解除）

- 第15条 甲は、乙が本契約に定める義務に違反した場合又は次の各号の一に該当していると認められるときは、本契約を解除することができる。
- (1) 法人等（個人、法人又は団体をいう。）の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。）が、暴力団又は暴対法第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）であるとき
  - (2) 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき
  - (3) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するな

ど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき  
(4) 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしているとき

(5) 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているとき

2 甲は、前項の規定により本契約を解除した場合は、これにより乙に生じた損害について、何らの賠償ないし補償を要しない。

3 乙は、甲が第1項の規定により本契約を解除した場合において、甲に損害が生じたときは、その損害を賠償するものとする。

#### (原状回復)

第16条 乙は、第3条に定める貸付期間が満了したとき又は第13条若しくは前条の規定により本契約が解除されたときは、甲の指定する期日までに、甲の指示により自己の責任と負担において、乙が設置した構造物・設備等の撤去・補修等を行い、甲に返還しなければならない。ただし、再契約のほか、甲が指示した場合はこの限りでない。

#### (貸付料の精算)

第17条 甲は、本契約が解除された場合には、未経過期間に係る貸付料を返還する。ただし、その額が千円未満の場合には、この限りでない。

#### (損害賠償)

第18条 乙は、本契約に定める義務を履行しないため甲に損害を与えたときは、その損害を賠償しなければならない。

#### (信義誠実等の義務・疑義の決定)

第19条 甲及び乙は、信義を重んじ、誠実に本契約を履行しなければならない。

2 乙は、貸付物件が国立大学法人の土地であることを常に考慮し、適正に利用するように留意しなければならない。

3 本契約に関して疑義があるときは、甲乙協議の上決定する。

#### (裁判管轄)

第20条 本契約に関する訴えの管轄は、貸付物件所在地を管轄区域とする盛岡地方裁判所とする。

上記の契約の締結を証するため本契約書2通を作成し、両者記名押印の上、各自その1通を保有する。

令和 年 月 日

貸貸人 岩手県盛岡市上田三丁目18番8号  
国立大学法人岩手大学  
学 長 小 川 智 印

貸借人 住所  
氏名 印